

社会福祉法人宏仁会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備を行なうため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和 4年 4月 1日 ~ 令和 7年 3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標 1:セクシャルハラスメント、パワーハラスメントのない男女とも働きやすい職場環境の整備を行なう。

<取組内容・実施時期>

- 令和 4年 4月～ 経営層や管理者を対象に、会議においてセクハラ、パワハラに関する意見交換を行なう。
- 令和 4年 4月～ 管理者を対象にした事例を交えた研修会を実施する。
- 令和 4年 4月～ 全体会議を通して職員全体に対する研修会を実施する(年1回以上の計画的な実施)。

目標 2:所定外労働時間について前年度比実績 3%の削減を目指し、職場と家庭生活の両立を目標としていく。

<取組内容・実施時期>

- 令和 4年 4月～ 業務の効率化が図れるような支援体制を整えるために、管理者に対して、業務改善についての研修会を実施する。
- 令和 4年 4月～ 全体会議等を通じて、所定外労働時間を削減する意識の周知・啓発を行なう。
- 令和 4年 4月～ 各拠点に応じた所定外労働時間削減の努力を管理者に義務付ける。

社会福祉法人宏仁会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備を行なうため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和 7年 4月 1日 ~ 令和10年 3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標 1:セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等ハラスメントがない男女ともに働きやすい職場環境の整備を行う。

<取組内容・実施時期>

- 令和7年 4月～ 経営層や管理者を対象に、会議においてセクハラ、パワハラ等に関する意見交換を行なう。
- 令和7年 4月～ 管理者を対象にした事例を交えた研修会を実施する。
- 令和7年 4月～ 全体会議を通して職員全体に対する研修会を実施する(年1回以上の計画的な実施)。

目標 2:所定外労働時間について前年度比実績 3%の削減を目指し、職場と家庭生活の両立を目標としていく。

<取組内容・実施時期>

- 令和7年 4月～ 業務の効率化が図れるような支援体制を整えるために、管理者に対して、業務改善についての研修会を実施する。
- 令和7年 4月～ 全体会議等を通じて、所定外労働時間を削減する意識の周知・啓発を行なう。
- 令和7年 4月～ 各拠点に応じた所定外労働時間削減の努力を管理者に義務付ける。